

番号	質 問 ※換地処分公告日の１０月１０日（金）は、予定日です。 予定日を基にスケジュールを記載しておりますのでご了承ください。	回 答
1	申出訂正の住民異動届を郵送しました。１０月１０日（金）以前に住民票の発行を行うと、どのような住所地在記載されますか？	「現在の住所地」が記載されます。
2	申出訂正の住民異動届を郵送しました。１０月１４日（火）以降に住民票の発行を行うと、「換地処分後の住所地」が記載されますか？コンビニ交付での取得は可能ですか？	「換地処分後の住所地」が記載されます。 コンビニ交付での取得も可能です。
3	申出訂正の住民異動届を郵送しました。１０月１４日（火）に住民票の発行を行うと、「現在の住所地」→「正しいと思われる住所地」→「換地処分後の住所地」の繋がりの方が記載されますか？	窓口で“住所履歴入り”の住民票を発行すれば記載されます。 ※コンビニ交付は対応しておりません。
4	世帯員が、世帯全員分の住民票は発行を行うことができますか？コンビニ交付での取得も可能ですか？	同一世帯員の方であれば、世帯全員分の住民票は発行可能です。 コンビニ交付での取得も可能です。
5	申出訂正の住民異動届を郵送していません。１０月１４日（火）以降に住民票の発行を行うと、どのような住所地在記載されますか？	「現在の住所地」が記載されます。